

日6時間程度、週5日程度)は可能と判断されている。

(2) 審査請求人の求職活動について

稼働能力については、後記第5の1(1)のとおり、「資産」「その他あらゆるもの」と並び、それを活用することが保護を適用するための要件として規定されている。

審査請求人が提出した求職活動状況報告書によると、求職活動を行ったのは6日間であり、ハローワークから紹介を受けたのは4件に過ぎない。また、審査請求人が採用が決まったと主張する求職先の採用条件である口座開設が困難である理由について、審査請求人からの具体的な説明はなされていないと言わざるを得ない。

(3) まとめ

以上のことから、後記第5の1(3)(4)に照らし、審査請求人が真摯な求職活動を行っているとは言えないとした処分庁の判断に一定の合理性が認められ、保護の要件を欠くものとして行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(4) 上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和元年6月24日	諮問書の受領
令和元年6月28日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：7月16日 口頭意見陳述申立期限：7月16日
令和元年7月26日	第1回審議
令和元年7月30日	大阪府行政不服審査会から処分庁に対し回答の求め (回答書:令和元年8月9日付け〇〇〇〇〇第30138号。以下「回答書」という。)
令和元年8月23日	第2回審議
令和元年9月19日	第3回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生

活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第4は、「要保護者に稼働能力がある場合には、その稼働能力を最低限度の生活の維持のために活用させること。」と定めている。
- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第4の1は、「稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。」と定め、第4の2は、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」と定め、第4の3は、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」と定め、第4の4は、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」と定めている。
- (4) 局長通知の第11の1の(2)は、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行なうものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。なお、要保護者が自らの資産、能力等の活用により最低生活の需要を満たすことができると認められる場合には、保護を要しないものとして申請を却下すること。」と定めている。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成29年11月24日、処分庁は、審査請求人から保護開始申請書を

その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断することとされている。

- (2) まず、①稼働能力があるか否かについて、その評価については、年齢や医学的な面からの評価だけではなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこととされている。

審査請求人は、平成29年9月には15日、同年10月には15日稼働しており職歴があることが認められる。また、審査請求人は、保護開始申請時において〇〇〇〇〇があると主張するが、病状調査結果報告書では中労働（1日6時間程度、週5日程度）が可能であると判断されている。これらの事実を踏まえ、審査請求人の年齢も考慮し、審査請求人に稼働能力があると考えた処分庁の判断に違法又は不当な点があるとは認められない。

- (3) 次に、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否かについて、その評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が局長通知第4の2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこととされている。

審査請求人は、平成29年12月6日から12日にかけて計6日間、ハローワークを訪問し、4件の求職先の紹介を受けており、一定の求職活動を行っていることが認められる。しかしながら、審査請求人は、就労が決まったと報告したA社について、A社の採用が決定するためにはゆうちょ銀行の口座が必要であるが口座を開設できなかったと主張しながら、その理由について具体的な説明を行っておらず、就労の意思がないものと判断されてもやむを得ないと認められる。

- (4) 次に、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否かについて、その評価については、局長通知第4の2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこととされている。

審査請求人は、A社に就労が決まったと報告しているが、回答書によると、処分庁はA社やハローワークに対して審査請求人の報告が事実であるかの確認はしておらず、仮に審査請求人の報告が事実でなければ就労の場を得ることができないものとして保護を開始しなければならなかった可能性も否定できない。もっとも、局長通知第4の3では、求職活動の実施状況については求職状況報告書等により本人に申告させることが例示されており、審査請求人の報告を事実であると考えた処分庁の判断に瑕疵は認められない。

そして、A社に就労が決まったのは、審査請求人及びA社の双方が、審査

請求人の具体的な稼働能力を前提としてA社における就労の可否を考慮した結果であるとするれば、審査請求人にその意思さえあればA社において直ちに就労が可能であったと認められる。一方で、審査請求人は、前記（3）のとおり、A社の採用が決定するためにはゆうちょ銀行の口座が必要であるが口座を開設できなかったと主張するものの、その理由について具体的な説明を行っておらず、その主張に合理性はないと言える。

- (5) これらの事情を勘案すれば、審査請求人には稼働能力があり、稼働能力を活用すべく求職活動に取り組んでいたものの、審査請求人に就労の意思があれば直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができたにもかかわらず、ゆうちょ銀行の口座を開設できないことを理由に就労を決定しなかったことから、稼働能力を活用する意思がないものと判断されてもやむを得ないと考えられる。そして、処分庁が、審査請求人に対して、ゆうちょ銀行の口座を作成するよう助言指導を行ったにもかかわらず、なお審査請求人がこれに従わないため、前記1（4）の保護の要件を欠くものとして申請を却下する場合に該当すると言える。

したがって、審査請求人が自ら稼働の機会を忌避していると考え、真摯に求職活動を行ったとは言えないと考えた処分庁の判断に違法又は不当な点があるとは言えない。

- (6) 以上のとおり、本件処分について、違法又は不当な点は認められないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第4部会

委員（部会長）松村 信夫

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇